



自転車置場利用登録者の方へ

自転車置場をご利用いただくにあたり、以下の事項にご注意ください。お守りいただけない場合は、自転車・原動機付自転車（ミニカーを除く50cc以下。以下同じ。）を撤去、又は自転車置場の利用登録を取り消すことがあります。

登録証(シール)について

- 同封の登録証（シール）を、自転車は右図指定の場所へ、原動機付自転車は後方から見やすい位置に必ず貼ってください。
- 登録証を貼られましたら、必ず指定された自転車置場に駐車してください。（置場名は登録証に記載されています。）
登録証が貼られていない、又は指定と異なる置場に駐車された自転車・原動機付自転車は撤去の対象になります。
- 登録証の有効期限は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までです。
- 登録証を紛失・汚損したとき、又は利用する自転車・原動機付自転車を変更したときは、直ちに登録証の再交付が必要です。手続き等については区へお問い合わせください。
- 住所等を変更したとき、又は置場の利用を中止したときは、すみやかに区へ届け出てください。

駐車および置場の利用方法について

- 自転車・原動機付自転車はきちんと並べて駐車してください。
また、通路等の歩行エリアには駐車しないで下さい。歩行エリア内の自転車・原動機付自転車は撤去の対象になります。
その他、整理員の指示があった場合は、その指示に従ってください。
- 数日間にわたる長期駐車はしないでください。撤去の対象となる場合があります。
- 自転車置場内では、自転車・原動機付自転車から降りて通行してください。緑道や歩行エリアは歩行者優先です。
- 自転車置場では、次の行為はしないでください。
 - ▶ 自転車置場の施設又は付属施設を損傷すること。
 - ▶ 他の自転車等の駐車を妨げること。
 - ▶ 発火・引火もしくは爆発のおそれのある物品又は悪臭を発する物品を持ち込むこと。
 - ▶ みだりに火気を使用し、騒音を発し、またはごみ等の汚物を捨てること。
 - ▶ 近隣に迷惑等のかかること。

免責事項

自転車置場内での事故、自転車・原動機付自転車の盗難・汚損・破損等について、目黒区は責任を負いません。

目黒区都市整備部土木管理課自転車対策係

☎03-5722-9444（直通）《平日の午前8時30分から午後5時まで》